倫理法等違反に関する情報は、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

2　倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

⑴　調査及び懲戒処分等の件数

平成24年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は20件、前年度から継続して調査が行われた事案は５件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは８件で合計22人（免職６人、減給５人、戒告11人）（下記⑵参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意・注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計41人であった（１件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは３件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。また、懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成25年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者４人を含む。）。また、平成24年度の調査が平成25年度に継続された事案は９件であった。

これらを前年度と比べると、新たに開始された調査件数で６件、懲戒処分件数で２件、それぞれ増加している（表４）。

なお、倫理法が全面施行された平成12年４月から平成24年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は451人（免職69人、停職31人、減給109人、戒告242人）、矯正措置が講じられた職員は557人であった（平成25年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者５人を含む。）。

表４　調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目＼年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	累計（平成12～24年度）
調査開始事案数	58　〈6〉	18　〈5〉	24　〈5〉	14　〈7〉	20　〈5〉	289
処分等件数（人数）	57　(267)	16　(30)	21　(61)	16　(27)	16　(63)	268(1,008)
懲戒処分件数（人数）	30　(94)	10　(21)	14　(28)	6　(13)	8　(22)	174　(451)
免職	6　(9)	4　(4)	4　(6)	0　(0)	2　(6)	52　(69)
停職	8　(9)	1　(1)	1　(1)	2　(2)	0　(0)	24　(31)
減給	7　(36)	2　(3)	2　(2)	4　(5)	3　(5)	52　(109)
戒告	17　(40)	6　(13)	8　(19)	3　(6)	5　(11)	86　(242)
矯正措置件数（人数）	38　(173)	8　(9)	12　(33)	11　(14)	11　(41)	143　(557)

㈱1　〈　〉は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

2　１事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。

3　１事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

⑵　倫理法等違反事案の概要

平成24年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は、表５のとおりである（平成25年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者４人を含む。）。

表５　平成24年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号及び第６号違反）	減給３月（俸給の月額の1/10）（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の接待を複数回（少なくとも６回、合計56,000円相当）受けたほか、当該飲食の際、タクシー運賃（少なくとも４回、合計8,000円相当）を負担させ無償で役務の提供を受けたもの。 また、契約の相手方として利害関係者である別の事業者から、飲食の接待を複数回（少なくとも２回、合計26,000円相当）受けたもの。
2	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号違反）	戒告（１人）	法務省の地方機関の職員１人が、倫理法第５条第３項に規定する訓令で定める利害関係者から、飲食の接待を１回（5,000円未満相当）受けたもの。
3	利害関係者から金品の贈与を受け、無償で不動産の貸付けを受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受け、第三者に対し金銭を贈与させ、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待を受け、利害関係者につけ回しをした事案（倫理規程第３条第１項第１号、第３号、第４号、第６号、第９号、第５条第１項及び第２項違反）	免職（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、契約の相手方として利害関係者である３事業者のいずれかから、金銭及び物品の贈与を複数回（少なくとも合計85,000円相当）受け、飲食の接待を複数回（少なくとも240,000円相当）受け、当該飲食の際、タクシーでの送迎による無償の役務の提供（少なくとも３回、合計12,000円相当）を受け、駐車場の貸付けを１週間無償で受け、第三者である知人に対し金銭の贈与を１回（15,000円）させたほか、私的な飲食の代金を１回（13,000円）負担させたもの。さらに、上記３事業者のうち１事業者が利害関係者に該当しない期間において、同事業者から、飲食の接待を複数回（金額不明）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第３条第１項第４号違反）	減給２月（俸給の月額の1/10）（１人） 減給１月（俸給の月額の1/10）（２人） 戒告（２人）	海上保安庁の地方支分部局の職員５人が、契約の相手方として利害関係者である２事業者に対し、他の２事業者との間で契約手続を行わないまま実施した点検整備に係る未払金に充当するため、架空の契約を締結し国庫金を不正に支出するなどした上、上記未払い金相当額を立替払いさせたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第６号違反）	戒告（６人）	国土交通省の地方支分部局の職員６人が、許認可等又は契約の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の接待を３回～６回（全額又は飲食代として支払った額の不足額合計11,000円～19,000円相当）受けたもの。 （このほか、本事案に係る複数の職員に対し、行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
6	利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号及び第６号違反）	減給１月（俸給の月額の1/10）（１人） 戒告（１人）	資源エネルギー庁の職員１人が、補助金等の交付の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の接待を４回受け、当該飲食の際、送迎を２回させ無償で役務の提供を受けたほか、物品の贈与を２回受けたもの（合計45,000円相当）。 また、経済産業省の職員１人が、補助金等の交付の相手方として利害関係者である同事業者らから、飲食の接待を３回受け、当該飲食の際、送迎を１回させ無償で役務の提供を受け、物品の贈与を２回受けたもの（合計28,000円相当）。 （他の職員６人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）
7	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第３条第１項第２号違反）	戒告（１人）	国土交通省の地方支分部局の職員１人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者から、４回～５回にわたり、総額100万円程度の金銭の貸付けを受けたもの。
8	利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職（５人）	国土交通省の地方支分部局の職員５人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から、物品の贈与を１回～６回程度（合計3,000円～25,000円相当）受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。 （他の職員１人については、倫理法等に違反する行為があったものの、当該行為の態様等を考慮し、懲戒処分は行われず、矯正措置が講じられた。）